

公的研究費に係る不正防止計画

2022年（令和4年）11月25日

公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえ公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定する。

不正の発生する要因	具体的防止計画
1. 財団内の責任体系の明確化	
責任体制の認識が不十分である。	責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開する。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	
公的研究費の使用ルールとその運用がかい離する。	かい離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じて規程・ルールの変更等も含めた対策を講じる。
公的研究費の使用ルールの理解が不十分である。	ホームページや社内掲示板などで使用ルールの周知徹底を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正要因の把握が不十分で、実効性のある不正防止計画となっていない。	継続的に、不正防止計画の検証・改正を行っていく。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	
公的研究費執行に係る手順が明確でない。	ホームページや財団内ポータル掲示板などで手順の周知徹底を図るとともに、適宜説明会などを実施する。
年度末に予算執行が集中する。	定期的に予算施行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。
5. 情報公開・共有化の推進	
通報窓口がわかりにくいいため、不正が潜在化する。	通報窓口をホームページに掲載し、周知する。
6. モニタリング及び監査制度の整備・実施	
国等の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	管理・監査体制や不正防止計画の適正性を必要に応じて見直す。